

檜本利明議員、佐藤太郎議員に対する問責決議

檜原市議会政治倫理条例において、檜原市議会議員は市民の厳粛な信託を受けたものであることを認識し、その負託に応えるため議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することが求められている。

また、議員は、市民全体の代表者として、市民の信頼に値する、より高い倫理的義務に徹し、市政にかかわる自らの役割及び責務を自覚するとともに、自ら研鑽を積み、良心及び責任を持って政治活動を行わなければならないとされている。

しかしながら、本年11月29日付けにて檜原市民オンブズマンから提出された「議員の政治倫理条例遵守に関する要望書」にあるように、檜本利明議員は一部の市職員に対する暴言、恫喝を行い、佐藤太郎議員は特定の職員に対して万歳を強要した。また、部落解放同盟奈良県連合会飛騨支部長、大久保支部長から提出された「抗議と申し入れ」にあるように、檜本利明、佐藤太郎両議員は一部の市職員に対して職場差別的な発言を行ったものである。

これは、檜原市議会政治倫理条例第4条において、「市民の信頼に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性を実証するとともに、常に市民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうことがあってはならない」との規定に反する許されない行為である。

よって、本市議会は、檜本利明議員並びに佐藤太郎議員に対し、議員としての責務を深く認識し、猛省を促し、議員として当然の倫理観を求めるとともに、その責任を強く問う。

以上、決議する。

令和元年12月6日

檜 原 市 議 会